○茂原市広告掲載要綱

平成25年７月25日茂原市告示第89号

改正

令和３年３月31日告示第70号

茂原市広告掲載要綱

（目的）

第１条　この告示は、市有財産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源の確保、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　広告媒体　次に掲げる市有財産等のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア　市の広報印刷物及び封筒

イ　市公式ウェブサイト

ウ　その他広告媒体として活用できる市有財産等

（２）　広告掲載　広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

（３）　部局　茂原市行政組織条例（平成４年茂原市条例第８号）第２条に規定する部、教育部、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、本納支所及び会計課をいう。

（広告の範囲等）

第３条　広告掲載は、広告媒体の品位を損なわないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載の対象としない。

（１）　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

（２）　公序良俗に反するもの

（３）　基本的人権を侵害するもの

（４）　政治性のあるもの

（５）　宗教性のあるもの

（６）　社会問題についての主義主張

（７）　個人又は団体の名刺広告

（８）　美観風致を害するおそれがあるもの

（９）　消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(10)　青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(11)　その他広告として不適当であると市長が認めるもの

２　広告掲載することができない業種又は事業者、前項各号に規定する広告の内容その他の広告掲載の可否に関する基準は、別に定める。

（広告の規格等）

第４条　広告の規格、広告掲載位置、広告掲載期間、広告募集方法、広告主の選定方法等、広告掲載に伴い必要となる事項は、当該広告媒体を所管する部局の長（以下「部局長」という。）が定める。

２　広告掲載に係る料金は、広告媒体の種類、広告の規格、広告の作成経費、類似広告の市場単価等を勘案し、部局長が定める。

（審査及び選定）

第５条　広告主の審査及び選定並びに広告掲載の可否に関する審査については、部局長が行う。

（広告審査委員会）

第６条　広告の規格、料金、掲載の可否その他の広告掲載に関する事項に疑義が生じた場合において、これを審査するため、広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

３　委員長は企画財政部長とし、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

４　委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する課長を、臨時に委員として加えることができる。

５　委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第７条　委員長は、部局長の求めに応じ、又は委員長が必要であると認めたときは、審査会の会議を招集する。

２　審査会の会議は、委員長がその議長となる。

３　審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

５　委員長は、広告媒体を所管する課長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとす

る。

６　委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（審査会の庶務）

第８条　審査会の庶務は、企画財政部財政課において処理する。

（広告掲載報告書）

第９条　部局長は、毎年度の広告掲載に係る実績について、広告掲載報告書（別記第１号様式）により企画財政部長に報告するものとする。

（その他）

第10条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成25年８月１日から施行する。

附　則（令和３年３月31日茂原市告示第70号抄）

（施行期日）

１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第６条）

財政課長　秘書広報課長　管財課長　生活課長　商工観光課長　都市計画課長　生涯学習課長